

発議第2号

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

川端康史

赤松良寛

森下佐知子

山野麻衣子

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定（昭和33年3月26日議会議決）の一部を次のように改正する。

第2号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の改正は、令和6年4月1日から施行する。